別紙－1　　専用利用のご案内

1　専用利用料金

■プール施設料金

利用区分			利用場所	1コース／1時間あたりの金額	全コース／1時間あたりの金額
大分類	小分類	小分類例			
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	各種大会、競技会、学校授業 学校のクラブ活動、幼稚園 保育園、競技力向上等	メインプール	2,520 円	20,120 円
			飛込みプール		7,540 円
			サブプール	2,520 円	16,100 円
	営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物	日本赤十字の講習会 消防関係の講習会 ライフセーバー講習会	メインプール	7,530 円	60,330 円
			飛込みプール		22,620 円
			サブプール	7,530 円	47,770 円
	興行及び営利宣伝を目的とする催物	民間スポーツクラブ 個人レッスン	メインプール	20,110 円	160,890 円
			飛込みプール		60,330 円
			サブプール	20,110 円	128,730 円
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	大学生の大会 マスターズ大会 日本選手権	メインプール	3,760 円	30,160 円
			飛込みプール		8,790 円
			サブプール	3,760 円	24,130 円
	営利・宣伝を目的としないアマチュアスポーツ以外の催物	プロスポーツチャリティ	メインプール	11,310 円	90,510 円
			飛込みプール		26,400 円
			サブプール	11,310 円	72,400 円
	興行及び営利宣伝を目的とする催物	CM 撮影 TV 撮影 芸能人水泳大会	メインプール	30,160 円	241,360 円
			飛込みプール		70,390 円
			サブプール	30,160 円	193,080 円

備考　・8 時間を超える専用利用の利用料金は、8 時間利用する場合の利用料金の額に、超過する 1 時間につきこの表に定める利用料金の額の 80 パーセント相当を加算した額とします。

・コース専用利用（大会等を除く）の場合、上記専用利用料金のほかに、別途利用者各人のプール利用料金が必要です。

■設備・プール備品の利用料金

設備	1時間あたりの金額	プール備品	1時間あたりの金額
電光表示装置	1,260 円	競泳競技用備品一式	1,260 円
放送設備	620 円	アーティスティックスイミング競技用備品一式	1,260 円
照明（通常の2倍の明るさ）	1,260 円	水球競技用備品一式	1,260 円
照明（通常の3倍の明るさ）	2,520 円	水中モニターシステム	1,260 円
		スパッティング	610 円

※上記プール備品の貸出は大会時の利用に限ります。

■諸室・プール備品個別の利用料金

諸室	1 時間あたりの金額	
	大会	一般専用時
役員室	プール施設料に含む	610 円
記録室		610 円
応接室		1,870 円
選手控室		610 円
審判員室		620 円

プール備品	大会	一般専用時
旧型スタート台		120 円
新型スタート台	1,260 円	

プール備品	1 時間あたりの金額
大会準備員	1,980 円
臨時トレーニング室	1,320 円

■利用料金の減免

・減免の対象となる場合及び減免額

区分	利用内容	主催者 実施主体	免除額	個人 利用料	免除の対象となる利用料金
大会等の専用利用	1. 大会 研修会 講習会	・県 ・県教育委員会	全額	—	・プール施設 ・プール設備（電光表示装置等） ・プール備品（競泳備品一式等） ・スタジオ、トレーニングルーム ・会議室
		・県・市町村小学校体育連盟 ・県・市町村中学校体育連盟 ・県・市町村高等学校体育連盟	1/2		・プール施設 ・プール設備（電光表示装置等） ・プール備品（競泳備品一式等） ・会議室
		・日本水泳連盟 ・県水泳連盟 ・市町村水泳連盟 （県が承認した水泳競技団体）			
		・市町村 ・市町村教育委員会	3/10		
競技力向上等の専用利用	2. 競技力向上のための合宿等	・日本水泳連盟 ・県水泳連盟 ・市町村水泳連盟 （県が承認した水泳競技団体）	1/2		・プール施設 ・プール備品（競泳備品一式等）
	3. 県内に所在する学校の部活動	・小学校　・中学校 ・義務教育学校　・高等学校 ・中等教育学校　・高等専門学校 ・特別支援学校	1/2		・プール施設
一般専用利用	4. 県内に所在する学校の授業、教育活動（部活動は除く）	・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・高等専門学校 ・特別支援学校	1/2		・プール施設
	5. 施設、団体の活動	・保育所（県内に所在するもの） ・幼保連携型認定こども園	1/2		・プール施設
		・障がい児施設 ・障がい者等により構成される団体	全額		

2　専用利用の申込及び利用方法

・ 受付時間は営業日の午前 10 時から午後 7 時です。

・ 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。

ホームページアドレス　http://www.nagaoka-swim.com

・ 申請書等送付先（FAX またはメール）

FAX　：　0258-39-3212

E-mail　：　info@nagaoka-swim.com

■大会等の専用利用（施設全体もしくは各プールのいずれか全面を専用利用する場合）

- 大会利用の申し込み優先順位は、全国・県・地区（市町村を超える場合）・市の順です。県が認める大会等が優先されますので予めご了承ください。
- 大会等の申し込みは、2 月 1 日から受け付けます。
- 申し込み方法は、開催 2 ヶ月前までに、P34　様式第 2 号「大会開催申請書」に必要事項を記入し、FAX またはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。
  ※FAXまたはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- 大会利用に際して、利用料金の減免、施設設備・備品等の利用希望がある場合、P40　様式第 7 号「施設使用料・利用料金減免申請書」、P32, 33　様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」を合わせて開催 15 日前までに提出してください。
- 利用料金は、開催 15 日前までに納付してください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- 開催 15 日前までに施設管理者と事前打ち合わせを行ってください。
  大会開催における注意事項は P18　別紙－2「大会開催時における注意事項」をご覧ください。
- その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項をご覧ください。

■競技力向上等の専用利用

- 各プールを専用利用する場合の申し込み受け付けは、利用日の 2 ヶ月前からです。県が認める競技力向上利用等が優先されますので予めご了承ください。
  ※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。
- 受付は先着順とします。ただし受け付けをした利用予定日に大会等専用利用の申し込みが入った場合は、大会等専用利用を優先いたします。
- 申込方法は、P32, 33　様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」に必要事項を記入し、FAXまたはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。
  ※FAXまたはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- 専用利用に際して、利用料金の減免がある場合、P40　様式第 7 号「施設使用料・利用料金減免申請書」を提出してください。
- 利用料金は、利用日までに事前振り込み、もしくは受付に直接お支払いください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。

■一般専用利用（一部コースを専用利用する場合）

- 一般の方のコース専用利用は、原則として大会専用利用がなく、競技力向上利用・一般利用等に支障がない場合、利用者の要望に応じてコースの専用利用ができます。
  ※大会等の予約状況を事前に施設へお問い合わせください。
- 一般専用利用の場合は 2 名以上（指導者含む）の団体とします。
- 一般専用利用については、事故・トラブル等が発生した場合は、専用利用団体の責任において解決し、当施設は一切の責任を負わないものとします。
- 一般専用利用の、申し込み受付は、利用日の１ヶ月前より随時、先着順で受け付けます。申し込みの際、P32, 33 様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」に必要事項を記入し、FAXまたはメール、もしくは直接受付にお申し込みください。
  ※FAXまたはメールでお申し込みの場合は、当施設から申請確認書を返信いたします。
- 利用料金は、利用日までに事前振り込み、もしくは受付に直接お支払いください。納付した利用料金は、原則として返金できません。
- キャンセルは、利用日の 1 ヵ月前までにお願いいたします。それ以降のキャンセルや連絡なしでご利用いただけない場合は、下記の通りキャンセル料が発生いたします。

利用日の 30 日～15 日前	専用利用料金の 20%
利用日の 15 日～1日前	専用利用料金の 50%
当日	専用利用料金の 100%

- その他、利用に際しては、施設利用に関する注意事項を、ご覧ください。

別紙－2　　大会開催時における注意事項

1　物品の販売・宣伝・広告・看板等について

- 大会開催にあたり、プログラム販売や出店等を行う場合には、事前に P35　様式第 2 号付属（第 8 号様式）「行政財産使用許可申請書」により直接県に申請し、承認を受け、使用料を納めてください。
- 各様式は施設備え付けもしくは、当施設のホームページから入手できます。
- 主催者は、事前に出店責任者と出店場所確認等、打ち合わせを行ってください。
- 所定の関係法令を遵守するとともに、安全・衛生に十分配慮してください。
- 出店における商品等の搬入時間は、施設管理者の定めた時間内に行ってください。
- 商品等の保管管理に関しては、主催者の責任において行ってください。施設管理者は盗難・破損等の責任は一切負いません。

2　施設設備・貸出備品について

- 開催 15 日前までに P32，33　様式第 1 号「施設専用・備品等利用申請書」の内容（利用時間・利用設備・利用備品等）確認の打ち合わせを施設管理者と行ってください。
- 申請は必ず主催責任者が行ってください。
- 貸出機器等の設置は、施設管理者の立ち会い及び指示のもと、主催者が準備を行ってください。
- 主催者は自己の責めに帰すべき理由により施設・器具等を損傷・紛失した場合は、その損害を賠償していただきます。

3　大会で使用する臨時電話回線や LAN 回線について

- 臨時電話の設置・諸室及び LAN 回線の使用について、施設管理者と打ち合わせを十分に行ってください。
- 臨時電話開設手続き及び電話機の設置、LAN 回線の接続等は主催者が行ってください。

4　清掃・片付けについて

- 主催者の責任において、清掃・片付けを行ってください。
- 受付等でゴミ袋を配布するなど、場内や観客席のゴミ類は、すべて持ち帰るようにしてください。
- 清掃・片付けの終了後は速やかに施設管理者に連絡をし、確認を受けてください。

5　駐車場について

- 主催者は事前に駐車場整理券の発行や最寄りの交通機関等の利用の呼びかけを行い、事故・トラブルの発生防止に努めてください。
- 駐車場管理責任者を決め、大会当日の駐車場管理を行ってください。
- 駐車場係を配置できない場合は、必ず専門の警備会社等へ主催者の責任で依頼してください。
- 施設管理者は、駐車場内での事故・トラブル等、一切の責任を負いません。

6　事故防止についての主催者の責任について

- 利用の際は、適切な責任者を配置し、事故防止等、安全管理に十分な配慮をしてください。
- 大会開催時に使用する医薬品等は、主催者が準備してください。
- 事前の保険加入、大会当日の医師・看護師の配置等、事故発生時に速やかに対処できるようにしてください。

- 施設管理者は事故発生に関する一切の責任を負いません。

7　盗難防止等について

- 主催者は、事故や盗難防止のため必要相当数の係員を配置し、参加者や観客に適切な指導をしてください。
- 現金や貴重品は各団体で責任を持って管理してください。
- 主催者は、受付等に遺失物・拾得物の係員を配置してください。
- 主催者は、大会終了時には必ず会場等の点検確認を行ってください。
- 拾得物等は主催者が責任を持って保管管理してください。
- 施設管理者は、事故・盗難に関しての一切の責任を負いません。

8　防火・地震・防災について

- 主催者は、事前に災害等対策責任者をはじめ、必要な係員を決定の上、配置してください。

9　大会の変更・中止について

- 主催者は、大会を変更・中止するときは、P36　様式第 3 号「大会変更等申請書」を開催の 15 日前までに届け出てください。